

事例 2

高度障がい保険金

高度障がい保険金は、傷害または疾病により所定の高度障がい状態に該当され、回復の見込みがないときにお支払いする保険金です。



加入後に発病した「脊髄小脳変性症」により全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、回復の見込みがなくなりました。

○ 約款に定める「高度障がい状態」に該当しますのでお支払いします。



「脳梗塞」の後遺症として左半身にまひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える。

❗ 約款に定める「高度障がい状態」に該当しませんのでお支払いできません。

解説

■ 約款に定める高度障がい状態に該当しないときや、回復の見込みがあるときはお支払いできません。

主な対象商品

(無配当)医療保障保険(団体型)を除く全商品